

愛知県私立高等学校等就学支援金補助金交付要綱

(通 則)

第1条 愛知県私立高等学校等就学支援金補助金（以下「補助金」という。）は、私立高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与するため、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）に基づき、予算の範囲内において、設置者に交付するものとし、その交付に関しては、文部科学省が定める高等学校等就学支援金交付金交付要綱、高等学校等就学支援金事務処理要領（以下「要領」という。）及び愛知県補助金等交付規則（昭和55年愛知県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによるものとする。

(交付対象)

第2条 この要綱に定める就学支援金の交付対象は、法第7条の規定に基づき、受給権者（法第4条の規定により就学支援金の受給資格の認定を受けた生徒又は学生をいう。以下同じ。）に代わって就学支援金を受領する私立高等学校等の設置者（以下「設置者」という。）とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、法第5条、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成22年政令第112号）第3条及び第4条並びに高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成22年文部科学省令第13号）第5条から第7条の規定により算定される額とする。

(申請手続)

第4条 規則第3条に規定する申請書は、次の各号に掲げるものとし、その提出部数は各1部とする。ただし、第2号、第3号及び第4号に掲げる書類については、既に知事に提出されている場合はこれを省略することができる。

- (1) 高等学校等就学支援金交付申請書（要領様式35）
- (2) 補助金の交付を受ける年度（以下「当年度」という。）及び前年度の収支予算書
- (3) 前年度の収支計算書
- (4) 前年度末の貸借対照表及びそれに付属する明細表

2 前項の規定による申請書の提出期日は別に定める。

(申請の取下げ)

第5条 規則第7条に規定する申請の取下げ期日は、交付決定を受けた日から15日以内とし、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(補助事業の実施期間)

第6条 補助金の交付の決定に係る事業（以下「補助事業」という。）の実施期間は、当年度中（4月1日から翌年3月31日まで）とする。

(計画変更の承認)

第7条 補助事業を行う学校法人（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容を変更しようとする場合はあらかじめ変更交付申請書（要領様式37）により知事の承認を受けなければならない。ただし、交付決定を受けた補助金の額に変更をきたさない場合における次の各号に定める変更についてはこの限りでない。

- (1) 補助目的達成のための弾力的運用に伴う事業内容の変更
- (2) 補助目的を損わない事業計画の細部の変更

2 知事は、前項の承認をする場合において必要に応じ、交付決定の内容を変更し、又は条件を付することがある。

(補助事業の中止又は廃止)

第8条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合においては、知事の承認を受けなければならない。

(補助事業の実施方法)

第9条 補助事業者は、補助事業計画に基づき、生徒に対し、補助額に達するまで納付すべき授業料を減免しなければならない。ただし、やむを得ない事情がある場合は、既に納入されている授業料の還付によることができる。

(事業遅延の報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が予定期間内に完了することができないと見込まれる場合はその理由、又は補助事業の遂行が困難となった場合はその理由及び遂行状況を記載した書類1部を知事に提出して、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第11条 規則第13条に規定する実績報告書及び添付書類は、次に掲げるものとし、提出部数は正副2部とする。

高等学校等就学支援金に係る実績報告書(要領様式40)

2 前項に定める実績報告書の提出期限は、補助事業の完了(廃止の承認を受けた場合を含む。以下同じ。)した日から起算して20日を経過した日、又は翌年度の4月10日のいずれか早い日とする。

(補助金の交付及び精算)

第12条 補助金は、補助事業の完了後交付する。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を概算払又は前金払により交付することがある。

2 前項ただし書きの規定により、補助金の全額を概算払で受領した補助事業者は、補助事業の完了した日から起算して20日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに概算払精算書(別記様式)を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第13条 知事は、規則第16条に規定するもののほか、補助事業者が次の各号の一に該当する場合は、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。

(1) 補助金の運用又は補助事業の執行方法が不相当と認められるとき

(2) 補助事業を中止し、若しくは廃止したとき

(実施細則)

第14条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月16日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。